

# 普通会計バランスシートの会計方針

## 基本事項

対象範囲	<p>この財務諸表の対象は、一般会計及び流域下水道を除く特別会計です。従って、地方公営企業会計及び地方公社や財団法人などの外部団体は含まれておりません。</p> <p>(この財務諸表に含まれている会計区分)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一般会計</li><li>公債管理特別会計</li><li>乗用自動車管理特別会計</li><li>用度事業特別会計</li><li>災害救助基金特別会計</li><li>中小企業振興資金貸付特別会計</li><li>農業改良資金貸付特別会計</li><li>県営住宅特別会計</li><li>林業改善資金貸付特別会計</li><li>母子寡婦福祉資金貸付特別会計</li><li>徳山ダム上流域公有地化特別会計</li></ul>
対象年度	<p>この財務諸表の対象は、平成19年度です。すなわち、平成19年4月1日時点から平成20年3月31日ですが、平成20年4月1日から5月末日までの出納整理期間の入出金を含めています。</p>
財務諸表の体系	<p>基本的に、地方自治体の発生主義会計方式に関する研究会が公表した連続研究報告書第1号「財務諸表の体系」(平成12年2月)に準拠しています。すなわち、バランスシート、行政コスト計算書および正味資産計算書(これらは企業会計の損益計算書に近い)、会計方針等の補足情報です。</p>
バランスシートにおける会計処理および表示	<p>バランスシートにおける諸資産の減価償却等の会計処理及びバランスシート全体の表示方法は「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」総務省(平成13年3月)を基礎とし、さらに工夫を加えました。</p>
資産評価の方法	<p>バランスシートの資産を評価する方法には、決算集計方式と台帳方式とがあります。決算集計方式は、先行自治体の多くが採用した方法ですが、決算数値の累計額に過ぎず、バランスシートの諸項目の中身は不明で、個々の財産の評価を行うことができません。一方、台帳方式は、民間企業や公営企業で採用されている方法で、本来のバランスシートの作成方法です。しかし、膨大な財産を抱える県庁において、それと同水準の台帳を整備するには、相当の時間とコストがかかります。そこで本県では少しでも中身が分るバランスシートを目指し、基本的には台帳方式を採用し補完的に決算集計方式を用いることにしました。今後の課題として、県としてどこまでコストをかけて台帳を整備するか検討する必要があります。</p>

<p>資産の評価基準</p>	<p>学校や警察施設等の事業用資産については、県が整備している公有財産台帳の計数を基礎として、定期的に再評価しています。 道路や橋などのインフラ資産については、原則として過去の用地費や事業費等を累計(累積)する手法(取得原価主義)を採用しています。</p>
<p>資産と負債との差額の取扱い</p>	<p>社会資本残高を示す資本形成充当財源と、社会資本の形成等に支出した後の、財源余剰を示す当期末財源余剰、及び県債により社会資本を形成した場合、将来の財源を支出したということを示す未実現財源減少額の3つの区分で表示しています。</p>
<p>退職給与引当金</p>	<p>普通会計の事務事業に従事する全ての職員が、これまで勤務したことにより発生したコストで、将来必要となる退職手当の全額(100%)を計上しています。この額は、年度末において在職する県職員が、その時点において全員自己都合で退職した場合に必要な退職手当の額と一致します。将来の勤務期間により発生する退職手当は、将来のコストであり、このバランスシートには負債として計上していません。</p>
<p>減価償却</p>	<p>事業用資産については、財務省令に準拠した耐用年数に基づき定率法(経年減点方式)により実施しています。 インフラ資産については、財務省令に準拠した耐用年数に基づき定額法により実施しています。 (主な耐用年数) 道路15年 橋りょう60年 河川50年 砂防50年 建物非木造事務所50年 建物非木造住宅・学校等47年 建物非木造倉庫等38年 建物木造事務所22年 建物木造住宅・学校等20年 建物木造倉庫等14年</p>
<p>不納引当金</p>	<p>県税等についての平成18年度末現在収入未済額の内、平成19年度に不納欠損処理となる額を、過去3年間の収入未済額に対する不納欠損額の比率の平均値を平成18年度末の収入未済額に乗じて推定し計上しています。</p>
<p>資産の表示方法</p>	<p>資産は、固定性配列法により表示しています。</p>
<p>正常運営循環基準および一年基準の適用</p>	<p>流動、固定の区分は、正常運営循環基準(企業会計における正常営業循環基準)を基本とし、これに一年基準を加味しています。</p>
<p>端数処理等</p>	<p>計数については、原則として、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。</p>